

「企業法制の将来に関する中間報告書」

日本監査役協会 会長
井上輝一

日本監査役協会では昨年1月末以来、将来の会社法のあり方について委員会を設けている。この委員会は2年間を目途にいろいろな問題点について何らかの提案を行う予定であるが、4月13日、1年間の成果を中間報告として取りまとめた。中間報告は、現在の企業経営の変化を背景として、将来のあり方、即ちヴィジョンを整理することを目的として現制度の検討すべき課題を提起したものであり、今回これを公表することとしたのは、協会会員はもとより、広く有識者のご意見を戴くことにより、今後の協会としての意見集約を深めていくためである。

中間報告の10項目の提言とその中の検討課題の例は次の通りである。

1. 提言

- 提言 1. 企業は、通常、株主を始めとするさまざまなステークホルダーの期待にこたえ、利潤の獲得を目指すものであるが、その基本理念は効率性と健全性である。
- 提言 2. 企業活動の「効率性」と「健全性」とを確保するために、取締役会・監査役(会)等を含めた組織の見直しと個々の取締役・監査役の権限・責任の明確化が必要である。
- 提言 3. いかなる業態においても、企業が変化していく経営環境に対応していくためには、より弾力性のある法体系が必要である。(例として、選択制の採用、規模・公開性の考慮、ガイドラインの活用等)
- 提言 4. 将来のグループ経営の実態が多様化していくことを考慮して、コーポレート・ガバナンスの確立の視点で、グループ経営のあり方について検討する必要がある。
- 提言 5. 現在の監査役について、監査役分担制の採用、監査報告書のあり方等、透明性の確保を含めた監査品質の一層の向上を図るべきである。
- 提言 6. 透明性の確保とディスクロージャーは、コーポレート・ガバナンスの基本である。特に取締役・監査役の人事について、その実態は区々であるとしても、そのプロセスの中に、株主等に対する透明性を確保することが必要である。

- 提言 7. 株主代表訴訟制度については、実際上有効かつ合理的に活用されるよう制度の充実を図るべきである。
- 提言 8. 株主の株式の取得目的が多様である現実を踏まえて、株式制度の多様化を含めて、コーポレート・ガバナンスの視点からの検討が必要である。
- 提言 9. 株主総会の活性化の可能性を含め、株主総会のあり方について明らかにする必要がある。
- 提言10. 役員のプロット獲得に対する意欲を刺激するような報酬制度について、ストック・オプション、インサイダー取引規制等の近年導入された制度を含めて、総合的な見直しが必要である。

2. 検討課題の例

1. 株主総会の活性化の可能性と権限のあり方
企業組織の核として委任出来ない権限は何か
株主が権限を行使するために十分な情報の開示のあり方
2. 取締役会・取締役の権限と責任のあり方
(監査役の監査対象が取締役の職務執行とされていることと関連して)
Ex. 執行役員制での取締役と執行役員のあり方
Ex. 独立性を担保するための「社外性」の定義の明確化
(「社内〇〇」と「社外〇〇」は同一で良いか)
Ex. 監査を主な権限・責任とする(社外)取締役をどうするか
3. 経済の変化に対応する「企業経営の多様化」の中で、企業の健全性を担保するシステムについて選択制を採用してはどうか
Ex. 「監査を主たる職務とする社外取締役型」と「監査役制度の充実による監査役型」
Ex. しかるべき団体によるガイドラインの活用
4. 新しい多様なグループ経営に対応するための企業組織のあり方
Ex. 「個別企業の利益」と「グループ全体の利益」のバランスをどう考えるか
Ex. 完全親子会社間におけるあり方 例えば親会社監査役の権限・社外監査役(大会社でも)等の任意制はどうか
5. 監査役制度について特に次の点を検討すべきではないか
Ex. 監査役会のあり方と独任制の整理
Ex. 現実に必要となる職務分担制と独任制の関係

- Ex. 監査役定員を企業の実態に応じて幅広く決められる様にしてはどうか
- Ex. 経済の多様化・ソフト化の中で増加してくる中小企業については監査役に業務監査を認めてはどうか
- Ex. 個性化を含めて「監査報告書」の内容・企業内の扱い方等を整理すべきではないか

6. 役員人事について投資家等外部の関係者に対する透明性を確保するための制度が必要ではないか

以 上